

仕 様 書

- 1 件 名 松楽苑苑内清掃業務委託
- 2 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委託場所 草加市柿木町188番地
草加市立養護老人ホーム松楽苑
- 4 支払方法 業務完了月払（年12回払）
- 5 委託内容
 - (1) 床面洗浄及びワックスがけ（450.9㎡） 月1回
 - (2) ガラス清掃 年2回
 - (3) 浴室の壁面清掃（24.255㎡） 年2回
 - (4) 小便器の尿石除去（5器） 年2回
- 6 清 掃 日 指定日
- 7 作業時間 指定された時間内
- 8 苑内清掃業務委託実施作業員（以下「作業員」という）について
 - (1) 作業員数 作業可能な人数
 - (2) 作業員控室 なし
 - (3) 服 装 作業員は受託者が定めた服装を着用し、胸部に名札を付けなければならない。
- 9 異常、事故の報告

作業員は業務中に構造物や設備に異常を発見したとき、または事故が発生したときは速やかに適切な措置を講じるとともに担当職員に報告しなければならない。

10 負担区分

(1) 清掃用具及び材料

清掃業務に必要な清掃用具及び材料（ワックス等）は受託者の負担とする。

(2) 消耗品類

清掃業務に係わる消耗品（ビニール袋等）は受託者の負担とする。

(3) 光熱水費

電気、水道等は委託者の負担とする。

11 契約の解除等

(1) 委託者が作業を不完全と認めたときは、やり直しをさせることができる。

また、この指示に従わない場合は契約を解除することができる。

(2) 契約を履行することが出来ないと委託者が認めたときは、契約を解除することができる。

12 業務完了報告

業務完了後、速やかに報告書を提出すること。

13 共通事項

(1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。

(3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(4) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。 また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること

① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある

る場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）第12条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

14 問合せ先

草加市立養護老人ホーム松楽苑 担当：横山

電話 048(936)1711

又は

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当：櫻井

電話 048(930)0311

仕 様 書

- 1 件 名 松楽苑苑内消毒業務委託
- 2 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委託場所 草加市柿木町188番地
草加市立養護老人ホーム松楽苑
- 4 支払方法 業務完了払（年2回払）
- 5 委託内容
年2回実施。消毒箇所には害虫駆除剤を使用し、殺菌・殺虫を行うこと。
- 6 消毒箇所、総面積
食堂、調理室、廊下（居室入口含む） 計 569㎡
- 7 業務完了報告書
業務完了後、すみやかに業務完了報告書を提出すること。
- 8 共通事項
 - (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
 - (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
 - (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。
 - (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。
また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に

関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること

- ① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

9 問合せ先

草加市立養護老人ホーム松楽苑 担当：横山

電話 048(936)1711

又は

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当：櫻井

電話 048(930)0311